**令和５年度大阪府立障がい者交流促進センター指定管理者評価票**

※評価は、Ｓ～Ｃの４段階とし、Ａを標準とする。

| 評価基準（内容） | | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価  Ｓ～Ｃ | 評価  Ｓ～Ｃ |
| １施設の設置目的  　（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | 1. ファインプラザ大阪を障がい者スポーツの中核拠点として管理、運営することにより、府内の障がい者スポーツの振興を図っているか。   （２）以下の果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか  ① 第三者への委託は適切に行われているか。  ② 年間事業計画書等を適切に提出しているか。  ③ 事業報告書等を適切に提出しているか。  ④ 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。  ⑤ 府が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。  ⑥ 個人情報の取扱い  ⑦ 情報公開への対応  ⑧ 公正採用への対応  ⑨ 人権研修の実施  ⑩ 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令  ⑪ 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則  ⑫ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令  ⑬ 本要項、協定、提案、その他本府の指示等 | １　設置目的を果たす管理運営  （１）スポーツ相談、機能訓練、競技スポーツの指導など、身体障がい者福祉センターＡ型施設としての事業を体系的に実施  大阪府障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会の大阪府選手団派遣に関する各種業務、ファインプラザ大阪が主催する各種競技の大会や強化練習会の開催、府域を超える規模の競技大会の誘致等を通して競技力の向上を図るとともに、競技団体等と有益な連携を進めている。  施設利用においては、令和元年度のコロナ以降、徐々に利用者数も回復傾向にある。  その他、配置したパラスポーツコーディネーターによって、あらゆる障がい区分や幅広い年齢層へマッチする各種事業を企画・立案し展開した。  交流イベント・プログラム等においては、施設の利用と活動に慣れていただきながらスポーツへの導入を図り、その後、選手育成・発掘事業（スポーツ教室や練習会等）等を通してスポーツの開始と継続をサポートした。また、競技の経験を積んだ利用層には各種競技大会やアスリート強化練習会等を通して競技レベルを向上する機会も提供している。  スポーツの支援や振興を担う人材の養成・育成のため、ピア指導員による指導や教員対象研修、ボランティアガイダンスの開催、大学との各種連携等を推進し、これらの人材を主催事業において運営者・指導者として循環させることで中核施設としての役割を果たしている。  利用料金制度となって迎える指定管理１年目ということもあり、昨年度までヨガ教室のみであった自主事業は、一般校への出前事業等を加えて大幅に拡大した他、大会の有料化も行い、それら収入を指定管理事業へ有効に活用していけるよう計画し取り組んでいる。これらの増収は、運動やスポーツの価値を高めるために必要な取り組みとしても位置付けている。なお、現状、有料化による事業申込の減は見られていない。  事業の展開を含めた施設の運営は、コロナによる停滞ムードから脱却し、コロナ前の参加者水準に戻った事業もあるなど、中間期での評価は事業全般に堅調である。  これら事業展開を含む施設運営においては、大阪府障がい者スポーツ協会との連携を図りながら、記載の事業を中心に、中核拠点施設として求められる機能を最大限発揮できるよう努めている。  （事業の詳細は、以下に記載する自己評価ならびに、別添の事業計画書を参照）  （２） 果たすべき責務及び関係法令等の遵守   1. 第三者への委託   適切に委託   1. 年間事業計画書等の提出   期日内に説明の上、提出   1. 事業報告書等   適切に提出   1. 経理状況の報告   四半期ごとに収支報告書を提出   1. 府による実地調査等への対応   実地調査は年度末に予定  利用者様との意見交換会には府にオブザーバーとして出席いただき直接要望等をお聞きいただくなど、適切に機会を設けている   1. 個人情報の取扱い   当センター個人情報保護規程に基づき適正に運用   1. 情報公開への対応   当センター情報公開規程に基づき適正に運用   1. 公正採用への対応   法人に公正採用選考人権啓発推進員を選任し、公正な採用選考を実施  ⑨　人権研修の実施  「職員研修体制」に基づき年2回実施  1回目：9月3日　職員数：16人「ハラスメント研修」  2回目：12月24日他　職員数：35人「LGBTQ＋とSOGIE」   1. 障害者基本法等   遵守して適切に運営管理   1. 大阪府社会福祉施設設置条例等   遵守して適切に運営管理   1. 労働基準法等   遵守して適切に運営管理   1. 本指定管理者募集要項等   要項、協定等を適切に履行 | Ａ | （１）  ・大阪府障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会大阪府選手団派遣事業を適切に実施。コロナが５類に移行されことから、コロナ前と同等に開催。競技団体との打ち合わせや、不測の事態への対応等、事前の綿密な準備を行うことにより、大きなトラブルもなく円滑に運営等することができていた。ファインプラザ大阪主催の大会・記録会の開催や全国障害者スポーツ大会近畿ブロック予選会についても円滑に実施している。また、各事業において競技団体とも連携を進め実施することができている。  ・施設利用についてコロナ以降減少していた利用者も増加傾向にある。【評価基準３－（１）参照】  ・パラスポーツコーディネーターにより幅広く事業を企画・立案することができている。  ・障がい者スポーツにおける裾野の拡大もしくは、競技力の向上を目的として各事業を展開している。  ・人材の養成・育成としてピア指導員による指導や教員対象の研修、ボランティアガイダンスの開催、大学との連携を行い、府内における障がい者スポーツの中核拠点としての役割を果たしている。  ・利用料金制を導入されたことから自主事業を拡大し、より障がい者スポーツの推進に努めることができている。  以上のことから、障がい者スポーツの中核拠点として管理運営することにより、府内の障がいスポーツの振興を図っていると判断される。  （２）関係法令、条例の規定等を遵守しているか。   1. 第三者への委託を適切に行っている。 2. 年間事業計画書は適切に提出している。 3. 事業報告書等を適切に提出している。 4. 指定管理中の管理状況について、府への報告がなされている。 5. 府が管理運営について協議等を求めた場合や、直接利用者からの要望等を聞く機会を求めた場合は、その要請に応じている。 6. 個人情報の取扱いについて、規定を遵守している。 7. 情報公開への対応について、規定を遵守している。 8. 公正採用への対応について、委員会の設置等により、適正に実施している。 9. 人権研修の実施について、「職員研修体制」に基づき、適正に実施している。 10. 障害者基本法等、障がい者福祉に資する法令を遵守している。 11. ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則を遵守している。 12. 労働基本法等、その他管理運営にあたり必要な関係法令を遵守している。 13. 本要項、規定等、その他本府の指示等について、確実に実施している。   以上のことから、関係法令、条例の規定等を遵守していると判断される。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）以下の公平なサービス提供、  　　対応が適切に行われているか   1. 休館日・開館時間   ②　館内スポーツ施設・館外スポ  　　ーツ施設及び会議室等諸室の  　　利用時間  ③　休館日の変更  ④　施設利用料金の徴収  ⑤　障がい者の利用等に際しての  　　合理的配慮  （２）以下の利用の承認、その取  　　消しその他の利用に関する業  　　務が適切に行われているか  ①　貸館申込手続き、利用方法諸  　　手続きの説明  ②　予約申込み受付業務  ③　申請受付使用承認業務  ④　施設利用区分ごとの日報、  　　月報、年報の整備  ⑤　貸館行事の進行管理  ⑥　諸設備、体育器具、備品等の  　　管理、貸出、点検立会、補修指  　　示等  ⑦　ファインプラザ大阪の利用の  　　承認及びその取消  ⑧　入館禁止、又は退館若しくは  　　入館制限及び設備の変更の禁  　　止  （３）障がい者の利用が優先されているか | （１）公平なサービス提供、対応  ①　休館日・開館時間  休館日：毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、次の日を休館日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）  開館時間：  平日・土曜日　午前9時15分から午後8時45分まで  日曜日・休日　午前9時15分から午後5時まで  ②　利用時間  館内スポーツ施設：  平日・土曜日　午前9時30分から午後8時まで  日曜日・休日　午前9時30分から午後4時まで  館外スポーツ施設：  午前9時30分から午後4時まで  ※夏期（6～9月）は午前9時30分から午後5時まで  会議室等諸室：  平日・土曜日　午前9時30分から午後8時30分まで  日曜日・休日　午前9時30分から午後4時まで  ③　休日の変更  祝日の振替休館日は曜日に偏りがないよう年間を通じ調整  休館日は、1年前にチラシ、ホームページ等で公表  ※変更が生じれば、ホームページ等で迅速に周知  ④　施設利用料金の徴収  「大阪府立障がい者交流促進センター管理規則」に基づき適正に履行  ⑤　障がい者の利用等に際しての合理的配慮  利用案内の点字版の作製、施設内各所における点字表記  館内掲示、チラシ等へのルビ表示  施設各所の音声案内  2階総合受付に手話通訳が可能な者を配置  ホームページの文字サイズや背景色の変更機能、音声読み上げ機能を設定  （２）利用承認、取消しその他利用に関する業務執行   1. 貸館申込み手続き、利用方法等手続きについては、総合受付において「施設利用のご案内」をもとに説明 2. 予約申込みは、総合受付及び電話、ＦＡＸにて受付 3. 申請受付利用承認については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」に基づき、個人利用者には「利用証」、団体利用者の内、減免使用団体にはそれを認める通知を発行 4. 日報・月報等については、「利用者受付システム」及び「入金日報・月報」にて、適切に管理 5. 貸館行事の進行管理については、各施設の台帳による管理を行うともに3か月先までの予約状況をホームページに掲載 6. 諸設備等の状況については、毎日の始業前後の日常点検を実施また、法定点検等においても立ち会いし状況確認するとともに、不具合については、補修・修理を実施   ⑦・⑧　利用承認、取消し及び入館禁止等については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」に基づき適正に実施  （３）障がい者の優先的な利用  土・日曜日における障がい者専用利用時間帯の設置  プール及び体育館：午前9時30分から午後4時まで  アーチェリー場：午後1時から午後4時まで  障がい者の団体は1年前から（3日分まで）、その他の団体は3ヶ月前から（2日分まで）先着順で予約ができ、障がい者団体の利用を優先している。 | Ａ | （１）   * 1. 休館日を毎週月曜日及び、祝日の翌平日としている。   2. 館内スポーツ施設の利用時間を午前９時30分から午後８時までとし、日・休日は午前９時30分から午後４時までとして、その他、館外スポーツ施設及び会議室の利用時間を設けている。   3. 祝日の振替休館日について、曜日に偏りがないよう年間を通じて調整し、休日の変更については、チラシ、ホームページ等で公表し、変更が生じた際には、館内掲示、ホームページ等で迅速に対応している。   4. 施設利用料の徴収について、適切に行われている。   5. 受付に手話通訳可能な者を常時配置するとともに利用案内の点字版の作成、館内掲示物、チラシ等へのルビ表示や施設各所の音声案内、ホームページの文字サイズや背景色の変更機能、音声読み上げ機能の設置等、障がい者の利用等に際して合理的配慮を行っている。   以上のことから、概ね公平なサービス提供、対応を適切に行っていると判断される。   * 1. 貸館申込み手続き等の説明は、受付において適切に行なっている。   2. 予約申込み受付業務について、受付及び電話、ファクシミリで適切に行っている。   3. 申請受付利用承認業務について、適切に履行している。   4. 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備については、「利用者受付システム」により、適切に行っている。   5. 貸館行事の進行管理について、台帳により適切に管理し、3か月先までの予約状況をホームページに掲載している。   6. 諸設備等の管理、点検立会、補修指示等について、日常点検の実施や法定点検等の立ち会い確認を行うとともに、修理等を実施している。   7. ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消について、適切に履行している。   8. 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止について、適切に履行している。   以上のことから、概ね利用承認、取消しその他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。  （３）  土・日曜日には障がい者専用利用時間帯を設置し、優先予約も適切に行っている。  以上のことから、府立施設としての平等利用を遂行するとともに、障がい者の利用優先も確保の上運営していると判断される。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 1. 利用者の増加をはかるため、諸室の有効活用や、大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんを活用した障がい者スポーツ及びファインプラザ大阪のマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか。   （２）以下のサービス向上や継続利用を図る業務が適切に行われているか。  ①　利用者アンケート調査の実施  ②　利用者の意見等を施設のサービス向上に速やかに活かす仕組みの構築、運営等  ③　利用者からの苦情や要望、満足度についての府への報告  ④　利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用  （３）稲スポーツセンターとの連携体制が取れているか。 | （１）諸室の有効活用や大阪府障がい者スポーツ応援団長、  もずやんの活用、PR等  諸室の有効活用  　利用率の低い3階会議室、研修室の内、第1・第2会議室の机・椅子を撤去し、多目的スペースとして貸出。放課後等デイサービスの活動やボッチャ等、比較的軽い運動をしていただけるよう広報周知を図っている。  大阪府障がい者スポーツ応援団長を大阪府障がい者スポーツ大会開会式に招聘  もずやんの活用  大阪府障がい者スポーツ大会 参加者募集ポスター、各競技プログラム、記録集に掲載  全国障害者スポーツ大会説明会に招聘  ファインエリアフェスティバルに招聘  分かりやすい情報提供・利用案内  機関誌（アベニュー）の発行  ホームページの運営（随時更新）  スタッフブログ（随時更新）  アクセス数：令和4年11月末　13,619件  令和5年11月末　15,094件  YouTubeチャンネルの運営（施設案内等）  LINE（随時更新）  登録数：令和4年11月末　 873件  令和5年11月末　 1,035件（162件増）  　　　スポーツ庁ポータルサイト「ここスポ」を導入  　　　　閲覧をきっかけに利用をはじめた団体が数件あり  　[利用者数の推移] （令和5年度上段は11月末時点数値）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 年　度 | 利用者数 | 障がい者 | 介護者 | 健常者 | | 令和元 | 192,438 | 95,272 | 28,794 | 68,372 | | ２ | 100,047 | 55,881 | 15,266 | 28,900 | | ３ | 110,917 | 61,067 | 18,340 | 31,510 | | ４ | 125,259 | 69,303 | 18,977 | 36,979 | | ５  年度末  推定値 | 89,506  134,200 | 58,776  88,200 | 20,994  31,500 | 9,736  14,600 |   （２）サービス向上や継続利用を図る業務   1. 利用者アンケート（12月に実施）   ※別添「アンケート調査集計結果」参照   1. 利用者の意見等を速やかに活かす仕組み   意見箱（常時設置）  利用者から直接伺うご意見と「意見箱」にていただくご意見には即座に対応する。（概ね2～3日程度）意見箱へのご意見の内、ご意見主が分かるものについては対面・電話等で改めて詳細にご意見を伺い、対応の可否等を回答する。  意見交換会（10月に開催）  ご意見と対応方針は館内掲示及びホームページにて公表  センター運営協議会  障がい者団体代表、学識経験者、関係行政機関等に参画いただき、事業実施に関する提言等を伺う（日程調整中）   1. 苦情・要望・満足度等の報告   利用者からの苦情については、当センター苦情解決規程に基づき、適切な解決を図るとともに随時、所管課担当者と共有   1. 利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用   リフト付きマイクロバスによる送迎バスの運行  通常開館日は光明池駅からの送迎34便／日を運行  ※別添「送迎バス乗車数」参照  （３）稲スポーツセンターとの連携  大阪府障がい者スポーツ大会等の運営スタッフ協力、教員研修の共同開催、北摂エリアからの備品貸出依頼の対応等 | Ａ | （１）   * 利用率の低い会議室、研修室等では、多目的スペースとして貸出し、有効活用を図っている。   ・大阪府障がい者スポーツ大会にて大阪府障がい者スポーツ応援団長やもずやんを招聘。同大会の参加者募集ポスター、プログラム、記録集にもずやんを掲載し、全国障害者スポーツ大会関連イベントやファインエリアフェスティバルにも、もずやんを招聘するとともに、機関紙（アベニュー）の発行やホームページの運営、SNSの活用、Youtubeチャンネルを行っている。  ・LINEに関しては、館内の更衣室や廊下等に掲示し、ホームページの他、登録のQRコードを案内チラシ等に掲載することで、ＰＲを図った結果、登録者数も増加している。  ・スポーツ庁ポータルサイト「ここスポ」を活用し新規利用団体を獲得している。   * 施設利用についてコロナ以降減少していた利用者も増加傾向にある。   以上のことから利用者の増加を図るため、諸室の有効活用や大阪府障がい者スポーツ応援団長、もずやんの活用、PR等、適切に行われていると判断される。  （２）   1. 利用者アンケートからの要望や満足度について、府へ報告し、館内、ホームページに掲出している。 2. 利用者意見箱の常設や意見交換会、運営協議会を実施し、利用者の意見や有識者の提言を伺いサービス向上に努めている。 3. 当センター苦情解決規程に基づき、利用者からの苦情に適切に対応するための体制等を整備している。 4. 最寄り駅である光明池駅から当センターまでの間、リフト付きマイクロバスを日に34便運行し、利用者の利便性の向上を図っている。また、時刻表については光明池駅、施設内に掲示し、ホームページにも掲載している。   以上のことからサービス向上や継続利用を図る業務が適切に行われていると判断される。  （３）  　稲スポーツセンターと連携しながら大阪府障がい者スポーツ大会の運営や教員研修、北摂エリアでの物品貸出等行っている。  　以上のことから稲スポーツセンターとの連携体制が取れていると判断される。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |